

平成26年第2回安堵町議会定例会

(最終日)

日時 平成26年6月18日(水) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 0名

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成瀬 博 書記 吉川 明宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
統 括 理 事	寺前 高見	総務部門理事 兼総務課長	近藤 善敬
民生部門理事 兼健康福祉課長	磯部 あさみ	事業部門理事 兼産業建設課長	堀口 善友
会 計 管 理 者	喜多 君美代		
総合政策課長	富井 文枝	税 務 課 長	中野 彰宏
住 民 課 長	堀川 雅央	人権同和対策課長	大星 義博
上下水道課長	石橋 史生		

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 安堵町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 2 発議第 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）
- 日程第 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 4 諸般の報告

開 議 午前10時

議長（山岡 敏） みなさんおはようございます。

開議に先立ちまして、去る、6月8日、桂宮 宣仁親王殿下が薨御されました。

謹んで哀悼の意を表するとともに、黙とうを捧げたいと思います。

議場内におられる皆様方にも、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

全員起立をお願いいたします。

黙とう。

（20秒 黙とう）

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。おなおりください。

ご協力ありがとうございました、ご着席をお願いいたします。

議長（山岡 敏） 只今の出席議員数10名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議長（山岡 敏） 本日の議事日程は、お手元に配付してるとおりであります。

議長（山岡 敏） 日程第1 「安堵町農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号により、農業委員会の所掌に関する事項につき、学識経験を有する者4人以内を議会が推薦することになっております。

議長（山岡 敏） お諮りいたします。

推薦の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

指名の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

議長（山岡 敏） お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) 異議なしと認めます。

議長が指名することに決定いたしました。

農業委員に、 東安堵640番地 松本 正弘 氏、
東安堵989番地の3 岡田 和之 氏、
笠目743番地 井上 雄三 氏、
窪田543番地の2 吉田 昭彦 氏の4人を指名します。

議長(山岡 敏) 7番、松本議員、地方自治法 第117条の規定により除斥の対象となりますので、本審議終了まで退場を求めます。

(松本 議員 退場)

議長(山岡 敏) お諮りします。

ただいま議長が指名しました、松本正弘氏、岡田和之氏、井上雄三氏、吉田昭彦氏を農業委員に推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、松本正弘氏、岡田和之氏、井上雄三氏、吉田昭彦氏の4人を農業委員に推薦することに決定いたしました。

(松本議員 入場着席)

議長(山岡 敏) 松本議員に申し上げます。

農業委員の推薦につきましては、松本正弘氏、岡田和之氏、井上雄三氏、吉田昭彦氏の4人を推薦することに決定いたしました。

7番(松本正弘) ありがとうございます。

議長(山岡 敏) 日程第2 発議第1号 「手話言語(※ゴゲンと発言)法」制定を求める意見書(案)を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、5 番 島田議員。

（島田議員 登壇）

5 番（島田正芳） おはようございます、5 番島田正芳でございます。

え、趣旨説明を、からさせていただきます。

日本語であっても、英語であっても、聞こえる人が話す言葉を音声言語と言います。したがって、言語といえば音声言語という認識がありました。

しかし、2006年12月13日に、国連総会で採択された障害者権利条約の中で、言語とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をも含むと定義付けられ、手話も言語として認められました。

2011年8月に改正された、障害者基本法でも、手話が言語に含まれることが明記され、言語を含む意思疎通の手段について選択の機会が確保されなければならない、という規定もおかれています。

聴覚障害者にとって、日常生活を営む上で、手話は大切な情報獲得と、コミュニケーションの手段として守られてきました。

現在全国で約6万人の人が手話でコミュニケーションを図っており、手話は正に聴覚障害者の母語であります。

聴覚障害者が、家庭、学校、地域社会、職場などのあらゆる場面で、手話を自由に使い、手話によって権利を守られ、手話によって豊かな文化を教授できる社会を実現するためには、教育、通信、雇用など手話に関するあらゆる施策の総合的、計画的な推進を図ることができるための法整備が必要です。

議員の皆様にはこの趣旨を御理解いただき、全会一致で採択をいただきますようお願いいたします。

発議第1号、平成26年6月18日、安堵町議会議長 山岡 敏様。

提出者、安堵町議会議員、島田正芳。

賛成者、安堵町議会議員、浅野 勉。

安堵町議会議員、植田英和。

安堵町議会議員、中本幸一。

手話言語法制定を求める意見書（案）

上記の起案を別紙のとおり、会議規則第12条の規定により提出します。

手話言語法制定を求める意見書（案）

手話とは、言語音声でなく、手や指からだなどの動きや、顔の表情を使う独自の語彙や文法形を持つ言語です。手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約、条約第8号には、手話は言語であることを明記されています。改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）では、すべての障害者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められました。

また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して、情報、保障、施策の設置を義務付けられていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できるようにするために必要な施策を講じなければならない旨規定されています。

よって、下記の事項について、早急に取り組まれるよう強く求めます。

記

手話が、音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聴覚障害者のある子どもが、手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使え、さらには手話を言語として、普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月18日

奈良県安堵町議会

提出先：内閣総理大臣殿

衆議院議長殿

参議院議長殿

以上です、よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番（森田 瞳） 議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1番（森田 瞳） 内容のほうは全て結構でございますねんけど、ちょっと、文章の中に訂正があるかと思えます。

6行目でございますけども、2006年平成18カッコとしておるのは、これは18年のあとにカッコでないかと私は思うんですけども、そのへんの修正のほうひとつ確認できますか。以上です。

議長（山岡 敏） 島田議員、解答できますか。

はい、どうぞ。

5番（島田正芳） はい、わかりました。

議長（山岡 敏） 後で修正ということで。

他にございませんか。

議長（山岡 敏） なければこれより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます、全員でございます。

議長（山岡 敏） よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第3 「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第69条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（山岡 敏） お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第4 「諸般の報告」を行います。

議会からはありません。

議長（山岡 敏） 次に、行政報告ですが、寺前統括理事から2点の申し出がありましたので、発言を許します。

統括理事（寺前高見） はい、議長。

議長（山岡 敏） 寺前統括理事。

（寺前統括理事 登壇）

統括理事（寺前高見） 改めましておはようございます。統括の寺前でございます。

町行政より2点報告させていただきます。

1点目と致しまして、このたび当町の小泉宛に在住される彫刻家西田誠久氏より彫刻「母子像輝く明日へ」1体が安堵町に寄贈されました。作品は約180センチの等身大の人物像で、本年4月に開催されました、第44回日本彫刻会展覧会に出展された作品であります。

作品名が母子像であることから、母親が幼児に注ぐ愛情を表現する作品であり、乳幼児を保育する保育園での設置が最適であると考えました。

また、寄贈者である西田氏も保育園に展示をかねてより希望されておりましたので、5月末保育園正面玄関ホールに設置いたしました。

なお、寄贈を受けました母子像の写真と西田氏の略歴は、お手元に配付させていただいておりでございます。西田氏は日展にも入選された経歴もあり、30年間勤められた大阪府立高校を3月に定年退職されたのを機に、4月、自宅隣にアトリエ西田造形工房を開設され、日本彫刻会の会員として現在も活躍されております。

当町といたしましても、今後より一層ご活躍されますことを期待しているところでございます。

この場をお借りいたしまして、御報告させていただきます。

次に2点目といたしまして、町広報誌の表紙タイトルの変更についてでございます。

住民皆様の暮らしに必要な情報や、村内の出来事などをお知らせすることを目的に、昭和46年1月広報あんど第1号を創刊いたしました。以来、月に一度住民皆様のお

手元にお届けし、本年7月500号を迎えることとなりました。

これもひとえに議員各位の御理解と御協力の賜物と、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年9月各課及び選抜された職員により、広報委員会を立ち上げまして、見やすくわかりやすい紙面づくりに取り組み、紙面も本年1月号よりリニューアルを行ってまいりました。

また、この度500号を記念いたしまして、表紙タイトルをひらがなの「あんど」から、漢字の「安堵」が意味する心安らぐ安堵するまちを再認識、再発信する意味で、再び漢字に戻させていただきました。

書体につきましては安堵町文化財保護審議会委員であり、安堵町の歴史にも深く関わっていただいております、春日大社の岡本権宮司にお願いいたしたところでございます。

まちづくりが行政主導で行われていたころの広報誌は、行政から住民の皆様へのお知らせが中心のお知らせ型の広報でした。しかし、地方分権が進展し、住民皆様と、行政と共同によりまちづくりを行う時代となった今、広報安堵は住民の皆様と、行政とのコミュニケーションツールとして、対話型へ変わろうとしております。

今後は、今まで以上に充実した、親しみのある紙面づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、広報安堵の発行をもとより、町行政の発展に御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます、行政からの報告とさせていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。これで諸般の報告を終わります。

議長（山岡 敏） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第2回安堵町議会定例会を閉会いたします。

閉 会

10時21分